

販売士検定試験受験者への注意事項

3級

日本商工会議所・全国商工会連合会
制 定 昭和49年1月10日
最終改定 平成30年4月1日

1. 試験は、筆記試験(「小売業の類型」「マーチャング」「ストアオペレーション」「マーケティング」「販売・経営管理」の5科目を一括して実施)を行います。

筆記試験(全5科目)の全科目を受験しないと失格になります。ただし、次のいずれかに該当する者は、販売・経営管理科目、マーケティング科目のいずれかが免除されます。なお、受験を希望する者は、当該免除科目を受験しても差し支えありませんが、この場合、当該科目の免除規定は、適用されません。

(1) 販売・経営管理科目が免除される者

- ア 前々回の検定試験実施後に3級販売士養成講習会を修了し、販売・経営管理科目の予備試験に合格した者
- イ 前々回の検定試験実施後に中央機関の指定した次の3級販売士養成通信教育講座(スクーリングを含む)のいずれかを修了した者
 - ・3級販売士養成講座(日本販売士協会)
 - ・販売士検定講座3級コース(公開経営指導協会)
 - ・販売士検定3級通信教育コース(産業能率大学)
 - ・販売士検定3級コース(日本経営協会)
- ウ 公益財団法人全国商業高等学校協会主催による商業経済検定試験の「ビジネス基礎」及び「マーケティング」の2科目のほか、「経済活動と法」「ビジネス経済A」「ビジネス経済B」のうち1科目(合計3科目)に合格した者

(2) マーケティング科目が免除される者

- ア 公益財団法人全国商業高等学校協会主催による商業経済検定試験の「ビジネス基礎」及び「マーケティング」の2科目に合格した者
- イ 公益財団法人全国商業高等学校協会主催による商業経済検定試験の「ビジネス基礎」及び「マーケティング」の2科目のほか、「経済活動と法」「ビジネス経済A」「ビジネス経済B」のうち1科目(合計3科目)に合格した者

2. 受験申込時において所定の申込書類のほか、別に定める受験料及び販売・経営管理科目、マーケティング科目免除者は、その証明書等を提出してください。

3. 集合時刻までに試験会場に入場するよう、時間厳守してください。

4. 受験するときに持参するもの

- (1) 受験票
- (2) 黒鉛筆(硬度はHB又はB)及び消しゴム
- (3) そろばん・電卓等の計算用具

(4) 原則として氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できる身分証明書(運転免許証、旅券(パスポート)、社員証、学生証)など

※ただし小学生以下の方は、必要ありません。

※身分証明書をお持ちでない方は、受験地の商工会議所等にご相談してください。

5.試験場では、受験票の番号と同じ番号の席に着いてください。

6.試験場では、すべて試験委員の指示に従ってください。指示に従わない者あるいは不正行為を行った者は、退場させることがあります。

7.試験中は勝手な発言をしないでください。質問があるときは、試験開始前に手を挙げて試験委員に申し出てください。試験後の質問には応じません。

8.試験開始から 30 分間を経過しないと退席は認めません。

9.解答記入上の注意

(1)筆記試験全般に共通する注意事項

次の注意に反したときは、無効とします。

ア マークシート(答案用紙)にマークする際は、HB 又は B の硬度の鉛筆で所定の欄をはっきりと塗りつぶしてください(HB 又は B 以外の硬さの鉛筆、ボールペン、万年筆等の筆記用具を使用した場合は、無効となります。)

イ 答を書き直す場合は、訂正する答を消残しのないよう消しゴムで消して、答をマークし直してください。

ウ 一つの設問について、答をすべて同一記号(数字)の選択をした場合は、無効とします。例えば、すべて 1 あるいは 2 などと選択した場合は、無効となります。

エ 同一問題について複数の答を選択した場合は、無効となります。

オ 免除科目のある方は、免除科目には解答しないでください。免除科目を解答した場合は、採点対象となり、その科目の免除措置は摘要されませんので注意してください。

10. 合格者として認定を受けた者(以下「販売士」という。)には、認定証(カード型)及び合格証書を交付します。なお、希望者には有料で合格章(バッジ)を交付しますので、希望される場合は、受験した商工会議所に申し出てください。

認定証等は、合格後 5 年を経て資格の有効期間を更新する際に必要となりますので大切に保管してください。

また、氏名、自宅住所等連絡先に変更があった場合は、日本商工会議所に必ず届け出てください。届出のない場合は、資格の管理ができなくなることがあります。

合格証書を紛失又は破損した場合は、再発行しません。

その場合は、希望により合格証明書を発給しますので、受験した商工会議所または最寄りの商工会議所に申し出てください。